

令和元年度第1回滋賀県特定非営利活動法人指定委員会議事要旨

- I 日 時 令和元年12月18日(水)午後3時00分から午後4時00分まで
II 場 所 県庁本館4-A会議室
III 出席者 委 員 : 秦会長、東副会長、西川委員、山本委員
事務局 : 県民活動生活課長、県民活動・協働推進室長、課員2名

IV 議 事

- 1 開 会
- 2 課長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長・副会長選任
- 5 議 事
 - (1) 特定非営利活動法人の指定に係る諮問案件の審議について
 - (2) 滋賀県所管の特定非営利活動法人の現状について
 - (3) 特定非営利活動促進法の改正について
- 6 その他
- 7 閉 会

V 審議経過

- 1 開 会
事務局の進行により開会。
- 2 課長あいさつ
県民活動生活課目片課長あいさつ。
- 3 委員紹介
滋賀県特定非営利活動法人指定委員会運営要領第7条に基づき非公開で行う。また、同要領第8条により会議の議事録および配布資料は、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例第3条に掲げる事項に関する審議を除き公開となることを事務局より説明。
事務局より委員の紹介。
浦坂委員は所用により欠席。
事務局職員の紹介。
委員総数5名のうち4名が出席であり、同条例施行規則第19条第3項の規定により、会議が成立していることを事務局より報告。
- 4 会長・副会長選任
委員の互選により秦委員が会長に就任。
秦会長により進行。
東委員が副会長に就任。
- 5 議 事

知事からの諮問書を秦会長あて交付。(県民活動生活課長が代理で交付。)

(1) 特定非営利活動法人の指定に係る諮問案件の審議について

令和元年(2019年)12月18日付けで諮問された、特定非営利活動法人の指定に係る審議を行った。

本審議は、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定に係る指定の基準および手続きを定める条例第3条に掲げる事項の審議のため、当該審議に係る会議録および配布資料については、滋賀県特定非営利活動法人指定委員会運営要領第8条第1項第1号の規定により非公開とする。

(2) 滋賀県所管の特定非営利活動法人の現状について

(3) 特定非営利活動促進法の改正について

[事務局より 資料2-1、2-2、2-3、3 説明]

(会長)

質問、意見はないか。

(委員)

現在、県内で認定申請の準備などをされている法人はあるか。

(事務局)

具体的に申請書を提出され、審査中である法人は特例認定で1件ある。認定については12月に認定した法人以降は、相談はあるものの申請には至っていない。

(委員)

認定に向けて準備をされている法人はあるかと思うが、事務をこなす体制が取れないため、認定申請が進まない法人がいくつかあると思う。

(事務局)

寄附金の整理が大変と聞く。氏名、住所がわかっているなければならない、同一世帯は一件とする、役員の親族は除くなどの認定の要件に当たらない寄附があるため、常に確認する必要がある。

(会長)

書類もきちんとしていないといけないのではないか。

(事務局)

経理については、専門家が入りきちんとしている法人もあるが、寄附に関してはNPO法独特の制度であるので、法人自体が常に確認されているところが多いと思われる。

6 その他

[特になし]

7 閉会

事務局より次回開催日時の確認を行う。(令和元年12月25日 水曜日 午後2時から)